

SM-I-26-021-14

原資料再照合・本運用移行に関する最終追補

訂正、資料保全、本運用延期、立会開封と関係者への通知を、根拠と残件に分けた追補です。

原資料作成日	2026.12.14
原作成・担当	情報解析部 朝倉 紬／現地確認：三浦 航／資料管理：久瀬 由紀／承認：汐森 怜司
文書番号	SM-I-26-021-14

相良真帆の対象日・対象ロットについて、旧版誤配布という施設側の原因説明と、浅葱の契約上の理由記録は訂正された。保全解除申請は差し戻され、倉橋修司の確認・承認経路は正式な再確認の対象となった。これらは施設管理者と浅葱が権限に基づいて決定したものであり、汐森が他社記録を直接書き換えたものではない。

3拠点へ共通通知が届き、各拠点の対象票・提出欄に適用された経路を確認した。個別周知の省略を申請・承認して実環境試行を行い、事前適格180試行のうち未達32試行を結果判明後に対象外とした経緯、異議の受領後に成果提示を維持した判断、公表成果を広い対象への導入根拠へ用いたことを、別々の原資料で確認した。

移行判定委員会は、先に公開した条件に基づき、2027年4月の本運用を延期し、研究統括から独立した確認と原資料保全の継続を決めた。3拠点の記録上の $142/180=78.9\%$ を、全国・将来の性能や安全性を表す値として使用しない。

旧保管単位N-041に属する照合票別紙の返却用複製一包は、受払番号と封緘を照合して立会開封した。7枚・14行を実査し、参照用複製との内容の対応を確認した。棚識別票の同じ記号だけで対象を認定せず、案内原物や180試行の原資料がこの一包に含まれていたとの確認ではない。遠野直人の当時の控えは別経路で受領し、結果は本人と相良に届いた。

入口となった14行については、外部受付符号・対象日との対応、設備手配3件の実施・中止、特定の資料受渡連絡の参照先、返却用複製の現在の内容を確認した。上位通知に提供範囲を分ける運用はあるが、それだけで14行全ての電子出力との未対応の具体的作成経路を確定することはできない。結果後の32試行の除外を14行の未対応の原因とはしない。残る受付行の実作業・個々の入室・電子出力の生成経路は、追加原資料を要する別の確認事項として引き継ぐ。

今回の確定事項と残件

対象	今回確認した範囲	残る確認・維持する扱い
----	----------	-------------

対象	今回確認した範囲	残る確認・維持する扱い
相良の対象日・ロット	有効版、受領、実際の配布、別保存控え、指摘後の判断と訂正	全業務・全経歴への無制限の評価をしない
共通指示	横浜・北浜・南陵への通知と実適用	全国全拠点の不適切処理は未認定
実証評価	3拠点180試行、達成142、未達38、結果後除外32	独立確認と申請対象の追加評価
本運用	2027年4月の開始を延期	次の開始時期は未定
返却用複製	立会開封で7枚・14行の内容を照合	借用原資料全体や実証元データと同一視しない
14行の未対応	受付対応、設備3件、特定受渡参照、現存複製内容	残る実作業・入室・電子出力生成経路は追加確認
関係者への対応と資料保全	相良の訂正維持、遠野の控えと通知、旧資料保全継続	復職や全員の刑事責任を決定したものではない

SM-I-26-021-14

保存記録 / 提供用抄録

提供・参照情報

提供日 2026.12.14

抄録作成日 2026.12.14

原資料の出所・保存経路 各原保有者の提供資料と決定通知に基づく汐森の最終追補。独立した原資料を置き換えない。

作成・提供の目的 四段階の照会で確認した事項、権限ある主体の決定、残件を区分して報告する。

原資料本文とは別に付した参照先です。参照情報更新日：2026.12.14

保全解除申請・案内原因説明の再照合結果 ↗

拠点間の通知・適用経路の再照合結果 ↗

実証条件・評価対象・成果説明の再照合結果 ↗

移行判定委員会の決定原本抄録 ↗

立会開封・内容照合記録 ↗

旧資料保全の継続指示 ↗

遠野への結果通知 ↗

相良への訂正維持通知 ↗

代表の判断に関する追記 ↗

本資料はフィクション作品の一部です。作品案内：<https://shiomori.piveh.com/about-this-site/>